

生駒市水道事業管理規程第4号

生駒市企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

令和4年7月20日

生駒市水道事業管理者職務代理者

生駒市上下水道部長 岸田 靖司

生駒市企業職員就業規程の一部を改正する規程

生駒市企業職員就業規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第47条中「職員」の次に「（次項に規定する職員を除く。）」を加え、「公務のため」を「公務又は通勤のため」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受ける職員が公務又は通勤のため負傷し、又は疾病にかかったときは、市長の事務部局の例により補償される。

附 則

この規程は、令和4年7月20日から施行する。